

前橋市建設工事等業者選定審査会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、前橋市契約事務取扱規程（平成6年前橋市訓令甲第4号）第19条の規定に基づき、前橋市建設工事等業者選定審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審査事項)

第2条 審査会は、次の事項について審査を行う。

- (1) 建設工事及び測量、建設コンサルタント業務等（以下「工事等」という。）に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加するために必要な資格の設定並びに競争入札参加資格審査申請者の審査基準及び格付基準の設定に関すること。
- (2) 工事等に係る競争入札の参加資格の認定に関すること。
- (3) 設計金額が5,000万円以上の建設工事及び設計金額が2,000万円以上の測量、建設コンサルタント業務等を競争入札に付す場合の入札参加条件の設定に関すること。
- (4) 設計金額が5,000万円以上の建設工事及び2,000万円以上の測量、建設コンサルタント業務等に係る随意契約の相手方の選定に関すること。
- (5) 大規模災害復旧工事に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、審査会において必要と認めること。

(組織)

第3条 審査会の委員は、副市長、公営企業管理者、総務部長、環境部長、農政部長、都市計画部長、建設部長、水道局長及び教育委員会事務局教育次長の職にある者をもって充てる。

- 2 審査会に委員長及び副委員長を置き、委員長は副市長、副委員長は公営企業管理者をもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 委員長及び副委員長に事故があるとき、又は委員長及び副委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、委員長の職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 第2条第3号から第6号に掲げる事項の審査に係る審査会の会議は、原則として月1回開催する。ただし、委員長が必要と認める場合は、その都度、開催することがで

きる。

- 3 審査会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。
- 5 第3条第1項に規定する委員のほか、第2条第6号に規定する工事等を所管する課長は、第2項の会議に出席し、随意契約とする理由について説明するものとする。
- 6 委員長は、必要があると認めるときは、前項に規定する者のほか、委員以外の関係職員を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

第6条 委員長が会議を招集する時間的余裕がないと認めるときは、契約監理課長が起案書を持ち回り、委員長、副委員長及び委員3人以上に回議することにより、前条の会議に代えることができる。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、総務部契約監理課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 前橋市建設工事等競争入札参加資格審査会設置要綱（平成6年3月29日伺定め）は、廃止する。
- 3 前橋市建設工事等業者選定審査会設置要綱（平成6年3月29日伺定め）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年11月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年9月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。